

公 告

令和 7 年 4 月 1 1 日

陸上自衛隊練馬駐屯地における食堂（飲酒提供含む。）の設置
及び経營業務募集要領

陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊
業務隊長 飯 島 達 也

陸上自衛隊練馬駐屯地における食堂の設置及び経営を希望する者は、下記
に基づき応募されたい。

記

1 公募に付する事項

陸上自衛隊練馬駐屯地における食堂の設置及び経營業務
食堂（飲酒提供含む。） 1 店舗

※ 細部については、「募集要領」及び「仕様書」を参照

2 応募資格

本事業に応募することができる業者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、食堂の業務すべてを自社で遂行できること。
- (9) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (10) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (11) 経営に関する協定書等を遵守できること。
- (12) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 書類掲示及び説明会

(1) 募集要領及び仕様書

東部方面会計隊ホームページ内「公募・企画競争情報」にて取得

URL : <https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/>

(2) 応募予定者に対する説明会

本説明会に参加しない業者は、公募に参加できないものとする。

ア 日 時

令和7年5月8日(木) 午後3時から

イ 場 所

陸上自衛隊練馬駐屯地 厚生センター1階 援護相談室

ウ 携行品

筆記用具、募集要領及び仕様書

エ 1 参加業者あたりの出席者は1名までとする。

オ 車両での来隊は禁止とする。

- (3) 参加を希望する業者は、令和7年4月25日(金) 午後5時までに応募する業種、社名、氏名、連絡先(電話番号)を以下までに連絡するものとする(FAX可)。

陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊厚生科厚生班 新谷、渡邊

電 話 03-3933-1161 (内線2327)

FAX 03-3933-1161 (内線2049)

※ FAXの際は交換手へFAXする旨及びFAX内線を告げてから送信すること。

